

令和元年第3回長南町議会定例会

議事日程(第2号)

令和元年9月12日(木曜日)午前9時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 行政報告
- 日程第 3 議案第 1号 長南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3号 長南町支給認定及び保育所等の利用調整等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4号 長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5号 長南町保育料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6号 長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 7号 長南町使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 8号 長南町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 9号 長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第10号 財産の取得について
- 日程第13 議案第11号 令和元年度長南町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第14 議案第12号 令和元年度長南町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第15 議案第13号 令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第16 認定第 1号 平成30年度長南町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第 2号 平成30年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第 3号 平成30年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第 4号 平成30年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第 5号 平成30年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第 6号 平成30年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第 7号 平成30年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	宮崎裕一君	2番	林義博君
3番	河野康二郎君	4番	岩瀬康陽君
5番	御園生明君	6番	松野唱平君
7番	森川剛典君	8番	大倉正幸君
9番	板倉正勝君	10番	加藤喜男君
11番	丸島なか君	12番	和田和夫君
13番	松崎剛忠君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	平野貞夫君	教育長	小高憲二君
総務課長	土橋博美君	企画政策課長	田中英司君
財政課長	今井隆幸君	税務住民課長	鈴木隆生君
福祉課長	仁茂田宏子君	健康保険課長	河野勉君
産業振興課長	岩崎彰君	農地保全課長	高德一博君
建設環境課長	唐鎌伸康君	ガス課長	大杉孝君
会計課長	浅生博之君	学校教育課長	川野博文君
学校教育課主幹	大塚猛君	生涯学習課長	三十尾成弘君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	大塚孝一	書記	片岡勤
書記	石橋明奈		

○議長（松野唱平君） 皆さん、おはようございます。

本日は、公私ご多忙の中ご参集いただき、誠にありがとうございます。

◎開議の宣告

○議長（松野唱平君） ただいまから、令和元年第3回長南町議会定例会、第3日目を再開します。

本日の会議を開きます。

(午前 9時00分)

◎議事日程の報告

○議長（松野唱平君） 本日の日程は、お手元に配付したとおりです。

◎諸般の報告

○議長（松野唱平君） 日程第1、諸般の報告をします。

本定例会の議案等説明のため、地方自治法第121条の規定により、町長及び教育長に出席を求めたところ、お手元に配付してあるとおり出席の報告がありました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき監査委員から報告のありました、令和元年5月分、6月分、7月分の例月出納検査結果、次に、議長等が出席した主な会議報告、次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、並びに同法第22条第1項の規定により町長から報告のありました、平成30年度長南町健全化判断比率及び平成30年度長南町農業集落排水事業特別会計資金不足比率、並びに平成30年度長南町ガス事業会計資金不足比率の報告、最後に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき教育委員会教育長から報告のありました、教育委員会の点検及び評価報告書はお手元に配付の印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（松野唱平君） 日程第2、行政報告を行います。

町長、平野貞夫君。

[町長 平野貞夫君登壇]

○町長（平野貞夫君） それでは、行政報告をさせていただきます。

最初に、旧豊栄小学校の跡地活用についてでございますが、旧豊栄小学校の活用につきましては、今回の全員協議会でご説明する予定となっておりますが、事前に状況等を報告をさせていただきます。

先般、7月31日、第1回長南町立小学校跡地活用検討委員会が開催され、活用を希望する株式会社マーキュリー様から旧豊栄小学校の活用提案の説明がありました。

今回の提案内容は、会社組織の人材育成本部所管に係る学校教育事業を通じて、社会を生き抜く人材を養成す

る専門学校、仮称ですが、学校法人帝南学園マーキュリーカレッジの新設及び通信制高等学校である精華学園高等学校の長南茂原校を開設して、学校運営に携わるとともに地域活性化を目指す、という提案でございました。

この提案を受けまして、検討委員会からは、活用基準を満たしているとの報告書を8月19日付でいただいたところでございます。

私としては、本検討委員会の結果を尊重し、本企業にはぜひ長南町に来ていただきたいと、そういうふうな判断をいたしましたところでございます。今回の全員協議会で改めてご提案させていただき、ご説明させていただきますのでよろしくお願いをいたします。

次に、旧長南小学校西側校舎活用の、株式会社JLSGによる活用提案の見送り、中止とした件についての経緯、結果をご報告させていただきます。

この内容につきましては、長南小へ正式に進出した株式会社リングローと並行して事務的作業を進めてきたわけですが、外国人日本語学校による提案内容であったことから、関連する出入国管理・難民認定法改正関係や入国管理局のビザ発給状況等の推移、動向等を見守ってまいりました。

結果的にビザ発給率の低さが全国的に目立ち、学生数の確保に苦慮している現状、状況が長期に及ぶものと町としては判断をいたしましたところでございます。一時は、状況の改善に期待をいたしましたが、残念ながら改善の見られないことから、見送りすることとしたところでございます。

今後は引き続き、旧長南小学校西側校舎の活用についてPR活動を継続し、企業誘致に努めてまいりたいと考えております。

次に、台風15号の被害状況について、その概要を説明させていただきます。

まず、雨量ですけれども、町の雨量計では、降り始めが9月8日21時49分、1時間雨量の最大が9月9日4時、38ミリメートル、日積算雨量、9月9日9時までで206.5ミリメートルということになっております。

次に、避難所開設状況ですが、避難所開設につきましては、中央公民館と旧豊栄小で実施し、これまでに14世帯27人が利用されております。役場と公民館が9月11日まで停電していた関係で、9月10日火曜日につきましては、旧豊栄小を避難所として開設したところでございます。

今後は中央公民館で、停電地域が解消するまで引き続き避難所を開設する予定としております。

次に、非常食配付人数ですけれども、非常食の配付につきましては、9月11日13時からアルファ米1袋とペットボトルの水500ミリリットルを1食分といたしまして、1人2食分をセットにして45件167セットを配付いたしました。

次に、家屋等被害状況ですが、家屋等の被害状況につきましては、屋根のまくり上げや瓦が被災してしまったものが13件、長屋の門が被災してしまったものが1件、そして、倒木による家屋や倉庫の損傷が2件、そしてカーポートの破損が1件の計17件でございました。

道路、河川関連ですけれども、道路、河川関連では、倒木による通行止めが60カ所ありましたが、現在は15カ所ほどになっております。

なお、通行止めになったもののうち、電線に接触しているものが8カ所ございました。また、路肩決壊につきましては2カ所、土砂崩壊が1カ所、そして佐坪川の護岸決壊が2カ所ございました。

次に、農業施設等の状況ですけれども、農業施設等につきましては、農業用ビニールハウスの倒壊等が5棟、畦畔の決壊が2カ所ございました。

次に、農業集落排水事業関係ですけれども、農業集落排水につきましては、マンホールポンプ施設の污水くみ取り作業を連日、1日2回実施しております。

次に、地上デジタルテレビ放送関係ですけれども、無線共聴施設及び有線共聴施設により、地上デジタルテレビ放送を視聴している世帯に受信障害が発生しております。現在、役場は電力が復旧したため、無線共聴施設については、視聴世帯の停電が解消していれば、原則、受信障害も解消されることとなります。有線共聴施設についても、今後、農業用ダムの電力が復旧し、視聴世帯も停電が解消すれば、原則、受信障害が解消されることとなります。

なお、その他の被害状況の詳細については、全員協議会が終了後に少しお時間をいただいて、総務課長からもう少し詳しく説明させたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（松野唱平君） これで行政報告は終わりました。

◎議案第1号～認定第7号の上程、説明

○議長（松野唱平君） 日程第3、議案第1号 長南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第22、認定第7号 平成30年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、平野貞夫君。

〔町長 平野貞夫君登壇〕

○町長（平野貞夫君） 議案第1号から認定第7号まで一括して提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 長南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部改正が施行されることにより、町の条例を改正しようとするものでございます。

次に、議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、選挙に係る報酬額について条例の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第3号 長南町支給認定及び保育所等の利用調整等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第4号 長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第5号 長南町保育料条例の一部を改正する条例の制定については、関連がございますので一括してご説明申し上げます。

本3案は、国におきましては、急速な少子化の進行及び幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等が令和元年5月17日に公布され、幼児保育及び保育の無償化が10月1日か

ら施行されることに伴い、3本の条例を改正しようとするものでございます。

次に、議案第6号 長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、本案は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する条例が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、条例を改正しようとするものでございます。

次に、議案第7号 長南町使用料条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第8号 長南町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第9号 長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定については、関連がございますので一括してご説明申し上げます。

本3案は、消費税法及び地方消費税法の一部改正に伴い消費税の適正な転嫁を実施するため、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第10号 財産の取得についてでございますが、本案は、町民のバス「べにばな号」の老朽化に伴う車両更新のため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第11号 令和元年度長南町一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、本補正予算につきましては、総務費では、旧長南小学校の電気設備、配水管、屋根等の老朽化に伴う修繕工事の追加を、民生費では、幼児教育・保育無償化に伴う子育てのための施設等利用交付金の追加を、農林水産業費では、農業集落排水事業特別会計繰出金の追加を、土木費では、道路維持工事費の追加を、教育費では、尚武館天井ランプ交換に伴う修繕料の追加が主な補正内容となっております。

歳入歳出それぞれに5,564万2,000円を追加し、予算の総額を44億7,866万5,000円にするものでございます。

次に、議案第12号 令和元年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算につきましては、主に前年度に超過交付を受けた支払基金交付金の返還金及び精算に伴う一般会計への繰出金などとして、歳入歳出それぞれに1,353万4,000円を追加し、予算の総額を10億5,453万4,000円にするものでございます。

次に、議案第13号 令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、本補正予算につきましては、管路施設維持工事費として、歳入歳出それぞれに90万2,000円を追加し、予算の総額を2億1,660万2,000円にするものでございます。

次に、認定第1号 平成30年度長南町一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額は45億7,900万3,183円で、前年度と比較すると、2億905万844円、4.4%の減となり、歳出総額は44億1,721万2,629円で、前年度比、1億3,351万1,585円、2.9%の減となりました。

歳入では、地籍調査事業量の減少による県支出金の減、及び繰入金で地域農業推進基金の取り崩しが減少したこと、歳出では、一ヶ滝橋の橋梁修繕工事などの実施により普通建設事業費は増加しましたが、地籍調査事業の物件費が減少したことや、地域農業整備事業補助金の減少により、平成30年度は前年度に比べ減額となりました。

歳入歳出差引額は、1億6,179万554円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、1億4,068万3,054円となりました。

次に、認定第2号 平成30年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、国

保運営につきましては、平成30年度からの都道府県化に伴い、県が財政運営の責任主体となり、町とともに運営を担うこととなりました。町の事務といたしましては、保険税率の決定や保険給付、保健事業、各種窓口業務などを引き続き行っております。

歳入では、保険税をはじめ、県からの保険給付費等交付金、制度に基づく一般会計繰入金等を合わせた歳入総額は、12億4,967万5,839円となりました。

歳出では、保険給付費をはじめ、県への事業納付金、保健事業費等の歳出総額は、11億9,091万6,879円となり、歳入歳出差引額は5,875万8,960円となりました。

次に、認定第3号 平成30年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入では、保険料と一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金及び事務費繰入金等と広域連合からの賦課徴収事務委託金などを合わせた歳入総額は1億1,279万4,012円で、前年度比7.24%の増となりました。

歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金と電算委託等の事務経費でございまして、歳出総額は1億1,221万3,779円で、前年度比7.43%の増となりました。

次に、認定第4号 平成30年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入では、介護保険料をはじめ、国・県負担金や支払基金交付金、一般会計繰入金等を合わせました歳入総額は10億2,057万8,419円で、前年度比0.9%の減となりました。

歳出では、保険給付費が前年度比3.1%の増、地域支援事業費は前年度より5.8%の減となり、歳出総額は前年度比0.5%減の9億8,752万7,533円で、歳入歳出の差引額は3,305万886円となりました。

次に、認定第5号 平成30年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、歳入総額は6,845万8,263円、歳出総額は6,015万6,930円で、歳入歳出差引額は830万1,333円となりました。

次に、認定第6号 平成30年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございますが、平成30年度末の加入状況は、3地区合計で1,090戸、また、接続戸数896戸となっており、接続率は前年度比0.9%増の82.2%となっております。

歳入総額は2億1,321万1,560円、歳出総額は2億1,175万8,340円であり、歳入歳出差引額は145万3,220円となりました。

最後に、認定第7号 平成30年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定についてでございますが、収益的収支において、ガス事業収益6億1,084万9,518円、ガス事業費用6億1,295万7,133円となり、当年度は、販売量減により、210万7,615円の純損失となりました。

利益の処分として、その他未処理分利益剰余金変動額を資本金に組み入れといたします。

以上、議案第1号から認定第7号までの提案理由を申し上げました。詳細につきましては、それぞれの担当課長から説明させますので、よろしくご審議を賜り、ご可決くださりますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで、提案理由の説明が終わりました。

議案第1号の内容の説明を求めます。

税務住民課長、鈴木隆生君。

〔税務住民課長 鈴木隆生君登壇〕

○税務住民課長（鈴木隆生君） それでは、議案第1号の内容の説明に入らせていただきます。

お手元の議案書の1ページ目をお開きいただきたいと思います。

議案第1号 長南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

今回の一部改正につきましては、住民基本台帳法施行令等の改正に伴いまして、印鑑登録証明事務処理要領が改正されますので、これに伴い、町の印鑑条例の一部を改正するものでございます。

2ページ目に改正の内容が記載されておりますが、説明につきましては、参考資料を中心に説明させていただきますので、参考資料の1ページの2の改正の内容をごらんいただきたいと思います。

まず初めに、1の氏に変更があったものは、住民票に旧氏の記載をすることができますが、旧氏を記載していない場合は印鑑登録に旧氏の登録をすることができないとのことでございます。

次に、2の印鑑登録原本につきましては、氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあっては、氏名及び旧氏を登録し、磁気ディスクに登録することができるようになります。

次に、3の印鑑登録証明につきましては、印鑑登録原票に登録してある印影を光学画像読み取り装置で読み取り、磁気ディスクに記録したものをプリンターから打ち出して印鑑証明として交付いたします。

なお、先ほどの改正の内容の1につきましては、次のページ2ページの印鑑条例の第6条、印鑑の登録のときの内容でございます。また、改正内容の2につきましては、2ページから3ページにかけての印鑑登録原票第7条の関係でございます。次に改正内容の3につきましては、3ページから4ページにかけての印鑑登録の証明第16条の関係の内容となっております。

なお、その他の条文の改正につきましては、施行令等の改正にあわせまして改正させていただくものでございます。

また、この条例の施行日は、令和元年11月5日からでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議案第1号 長南町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての内容の説明とさせていただきます。ご審議いただきまして、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（松野唱平君） これで、議案第1号の内容の説明が終わりました。

議案第2号の内容の説明を求めます。

総務課長、土橋博美君。

〔総務課長 土橋博美君登壇〕

○総務課長（土橋博美君） それでは、議案第2号の内容の説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開き願います。

議案第2号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。
令和元年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、議案書の4ページをお願いいたします。また、あわせまして、参考資料の5ページをごらんいた

だきたいと思えます。

参考資料の5ページになりますけれども、改正の趣旨でございますが、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律が令和元年5月15日に公布され、6月1日から施行されたことに伴いまして選挙に係る報酬額について改正するものでございます。

改正の内容でございますが、参考資料の6ページの特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の別表第1中、選挙長、また、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、選挙立会人、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人の報酬額を、それぞれ改めるものでございます。

附則といたしましては、この条例は交付の日から施行し、令和元年6月1日から適用するものでございます。

大変雑駁な説明ではございますが、以上で議案第2号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで、議案第2号の内容の説明は終わりました。

議案第3号から議案第6号までの内容の説明を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

〔福祉課長 仁茂田宏子君登壇〕

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、議案第3号から第5号につきましてのご説明を申し上げます。

この条例改正の内容に入る前に、10月1日から施行されます幼児教育・保育の無償化制度の内容をご説明申し上げますので、恐れ入りますが、参考資料の7ページをお開きいただきたいと存じます。

今回の幼児教育・保育の無償化制度につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が令和元年5月17日に公布され、5月31日には、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布がされたところでございます。

次の8ページをごらんいただきたいと存じます。

幼児教育・保育の無償化の対象者及び利用料といたしまして、幼稚園、保育所等を利用する3歳から5歳までの全ての子供の利用料が無償化され、また0歳から2歳までの子供については、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されるものでございます。

10ページをごらんいただきたいと存じます。

給食の副食費につきましては、これまでどおり保護者負担となります。ただし、年収が360万円未満相当の世帯及び第3子以降の子供についての副食費は免除される制度となっております。

恐れ入りますが、7ページにお戻りいただきたいと存じます。

2の改正の内容の2点目でございますが、幼児教育・保育の無償化制度が10月1日から施行されることにあわせまして、町独自の施策として、長南保育所入所の3歳以上児の副食費及び主食費を無償とし、保護者の負担軽減の拡充を図ることから、副食費の無償については、議案第5号 長南町保育料条例の一部を改正する条例の制定におきまして、上程をさせていただいております。

また、主食費の無償におきましては、長南町保育所運営規程において規定をしておりますので、保育料条例

の一部を改正する条例が可決されたならば、主食費を無償とする規定の一部改正をさせていただきたいと存じます。

それでは、議案第3号 長南町支給認定及び保育所等の利用調整等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

お手元の議案書、5ページをお開きいただきたいと思います。

議案第3号 長南町支給認定及び保育所等の利用調整等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。長南町支給認定及び保育所等の利用調整等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年9月10日、長南町長、平野貞夫。

説明に当たりましては、議案書6ページをお開きいただいて、また、参考資料では12ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

この改正では、令和元年、内閣府令の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正が5月31日に公布されたことに伴いまして、本条例中の支給認定を教育・保育給付認定と改め、令和元年10月1日から施行させていただくものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第3号 長南町支給認定及び保育所等の利用調整等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明の内容とさせていただきます。

それでは、議案第4号 長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

お手元の議案書7ページをお開きいただきたいと思います。

議案第4号 長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

改正の内容でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準につきましては、令和元年内閣府令第7号と令和元年内閣府令第8号の2つの一部改正令が5月31日に公布されたことに伴いまして、8ページからの第1条関係では、厚生労働省の家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準の一部改正を受けての認可基準と基準内容を整合させるための一部改正であります。

10ページ以降の第2条関係につきましては、幼児教育・保育の無償化制度に伴う改正でございます。

なお、説明に当たりましては、参考資料14ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

初めに、第1条関係でございます。第42条第2項及び第3項では、代替保育の提供元として、小規模保育事業A型等の追加をし、第4項及び第5項では、満3歳以上児の卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和を、第8項では、保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保を免除する規定を、それぞれ追加するものでございます。

附則第5条では、連携施設を確保しないことができる経過措置を5年延長し、10年とするものでございます。施行期日は公布日でございます。

次に、第2条関係でございます。

議案書では10ページを、参考資料では19ページをお開きいただきたいと存じます。

ここでは、幼児教育・保育の無償化制度に伴います食事の提供に要する費用の取り扱いを規定しております。現在の3歳から5歳の保育料には副食費を含んでおりますが、この制度改正では、保育料の無償化部分と副食費の保護者負担部分の取り扱いが規定されたところでございます。

この改正を受けまして、議案書12ページ、参考資料25ページの第13条第4項関係では、食事の提供に要する費用の取り扱いを規定しまして、満3歳以上児の教育・保育給付認定子どもの副食費については、保育事業者が保護者から支払いを受けることができる費用を規定するものでございます。

なお、アでは、満3歳以上児のひとり親世帯等の市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満の場合、また、同一世帯の市町村民税所得割合算額が5万7,700円未満の場合は、副食費を免除する規定でございます。

また、イでは、第3子以降の児の副食費を免除する規定でございます。

次に、議案書17ページ、参考資料41ページの第51条特別利用地域型保育の基準、また、議案書18ページ、参考資料43ページの、第52条特定利用地域型保育の基準におきましては、第43条の利用者負担額等の受領の読みかえ規定となっております。

その他の改正につきましては、法律及び法令の改正にあわせまして適用条文等を改正させていただくものでございます。

施行期日は令和元年10月1日でございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第4号 長南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての内容の説明とさせていただきます。

それでは、議案第5号 長南町保育料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明申し上げます。お手元の議案書20ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第5号 長南町保育料条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町保育料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

なお、説明に当たりましては議案書21ページを、また、参考資料の48ページをごらんいただきたいと存じます。

第3条及び別表第1の改正につきましては、幼児教育・保育の無償化制度がこの10月1日に施行されることから、町独自の施策として、副食費を無償とする改正をさせていただくものでございます。

その他の改正につきましては、法律及び法令の改正にあわせて適用条文等を改正させていただくものでございます。

施行期日は令和元年10月1日でございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第5号 長南町保育料条例の一部を改正する条例の制定についての内容の説明とさせていただきます。

それでは、議案第6号 長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてのご説明を申し上げます。

お手元の議案書、25ページをお開きいただきたいと思います。

議案第6号 長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和元年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

なお、説明に当たりましては議案書26ページ、また、参考資料57ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

改正の内容でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成31年3月29日に公布されたことに伴いまして、同年4月1日から施行されております。本条例におきまして、一部改正をさせていただくものでございます。

第6条第4項及び第5項では、家庭的保育事業者等による保育が終了する満3歳以上児の卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であるときは、連携施設の確保を不要とし、このかわりに家庭的保育事業者等は卒園後の受皿として、連携協力を行う利用定員が20人以上である企業主導型保育事業施設などを確保しなければならないとする追加規定でございます。

第45条第2項では、満3歳以上の児童を受け入れている保育型事業所内保育事業所は、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする追加規定でございます。

附則第4条では、家庭的保育者の居宅以外の場所で保育を提供する家庭的保育事業については、自園調理の原則を猶予する経過措置期間を10年とするものでございます。

その他の改正につきましては、法律及び法令の改正にあわせまして適用条文等を改正させていただくものでございます。

施行期日は公布の日でございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議案第6号 長南町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明の内容とさせていただきます。

議案第3号から議案第6号につきまして、ご審議いただき、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第3号から議案第6号の内容の説明が終わりました。

議案第7号の内容の説明を求めます。

財政課長、今井隆幸君。

〔財政課長 今井隆幸君登壇〕

○財政課長（今井隆幸君） それでは、議案第7号 長南町使用料条例の一部を改正する条例の制定について内容の説明を申し上げます。

議案書27ページをお開きください。

議案第7号 長南町使用料条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町使用料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

まず制定の趣旨でございますけれども、本年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることによりまして、消費税の適正な転嫁を実施するため条例の一部改正をしようとするものでございます。

内容といたしましては、行政財産及び公の施設の使用料は、現行条例では基準額に100分の108を乗じた額、10円未満切り捨てとなっておりますけれども、乗じた額の総額表示となっております。したがって、今回の改正におきましても、基準額に税率引き上げ分の2%を加算した100分の110を乗じた額、これも10円未満を切り捨てた額の総額表示とさせていただきます。

28ページになります。参考資料の63ページもあわせてごらんください。

こちらは新旧対照表となっております。

長南町使用料条例（昭和49年長南町条例第57号）の一部を次のように改正する。別表第1中、行政財産の土地使用料につきましては、消費税非課税取引のため改正からは除外しております。建物の使用料につきましては、使用料評価額の1000分の5.4を1000分の5.5に、自動販売機につきましては、5,400円を5,500円に改めるものでございます。

次に、別表第2、公の施設の各施設の時間区分でございますけれども、農村環境改善センター、中央公民館、町体育館は8時30分から12時30分、12時30分から17時、17時から21時となっており、スポーツ施設であります野球場、長南テニス場、美原台テニス場、陸上競技場、ゲートボール場の時間区分につきましては、8時30分から12時30分、12時30分から17時、B&G海洋センタープールにつきましては、9時から12時、13時から17時、18時から21時となっております。

農村環境改善センターの多目的ホールの使用料につきましては、1,620円を1,650円に、2,430円を2,470円に改め、和室大会議室の使用料は、1,080円を1,100円に、1,620円を1,650円に改めまして、和室小会議室、農事研修室及び生活研修室の使用料は540円を550円に、810円を820円に改め、農産加工室の使用料1,290円を1,320円に、1,940円を1,980円に改めるものでございます。

ついでに、野営場の使用料につきましては、町内の方は無料でございますが、町外の方はテント1張りにつき中型は540円を550円に、大型は1,080円を1,100円に改め、人当割り1人につき1回大人210円を220円に、子供100円を110円に改めるものでございます。

次に、中央公民館の使用料についてですが、図書室の使用料は無料となっております。会議室及び集会室の270円の使用料については変わらず、370円を380円に改め、講義室及び視聴覚室、講座室につきましては、540円を550円に、810円を820円に改め、講堂の使用料1,620円を1,650円に、2,430円を2,470円に改めまして、調理実習室及び研修室の使用料については1,080円を1,100円に、1,620円を1,650円に、それぞれ改めるものでございます。

次に、スポーツ施設、野球場の使用料につきましては、高校生以下の町内の方2,480円を2,530円に、町外の方4,960円を5,060円に改め、一般の方につきましては、町内3,780円を3,850円に、町外の方7,560円を7,700円に改めるものでございます。

長南町テニス場、美原台テニス場及び陸上競技場ですが、高校生以下町内の方は810円を820円に、高校生以下町外の方及び一般の町内の方1,620円を1,650円に改め、一般の町外の方3,240円を3,300円に改めるものでござ

ざいます。

次に、ゲートボール場の町外の方及び体育館の高校生以下の町内の方につきましては、1,080円を1,100円に改め、体育館の高校生以下町内の方1,620円を1,650円に改め、町外の方は2,160円を2,200円に、3,240円を3,300円に改め、一般の町内の方1,620円を1,650円に、2,430円を2,470円に改め、町外の方3,240円を3,300円に、4,400円を4,480円にそれぞれ改めるものでございます。

次に、B&G海洋センタープールでございますが、高校生以下の町内の方は無料でございますが、町外の方100円を110円に改め、160円は変更ございません。一般の町内の方210円を220円に、320円を330円に改め、町外の方430円を440円に、640円を660円に改めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日でございますけれども、この条例は令和元年10月1日から施行され、経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現に施行の許可を受けているものに係る行政財産及び公の施設の使用については、なお従前の例によるものでございます。

なお、この改正に伴います新たな使用料につきましては、町広報及び町ホームページへの掲載、各施設でのお知らせなどにより周知してまいりたいと考えております。

大変雑駁ではございましたが、以上で議案第7号 長南町使用料条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

ご審議賜りまして、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第7号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては10時15分を予定しております。

(午前 9時59分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時16分)

○議長（松野唱平君） 議案第8号の内容の説明を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

[産業振興課長 岩崎 彰君登壇]

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、議案第8号 長南町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、内容の説明をさせていただきます。

議案書の29ページをお開きください。

議案第8号 長南町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

議案書の30ページ、別冊の参考資料の70ページをごらんいただきたいと思います。

内容につきまして、参考資料70ページでご説明をさせていただきます。

1の改正の趣旨ですが、本条例案は本年10月1日から消費税が8%から10%に引き上げられますが、消費税は消費者が最終的な負担者になることが予定されている間接税であることを踏まえ、円滑かつ適正に転嫁されるよう措置を講ずる必要があるため、条例の一部を改正を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、条例第17条、使用料の算定方法になりますけれども、使用料は消費税を含む月額としております。消費税率引き上げ分の2%を加算した消費税率10%とした税込み料金とさせていただきます。

一般家庭では、基本料金1戸当たり現行2,160円を改正案2,200円に、世帯人員1人当たり540円を550円に、事業所等では基本料金1戸当たり汚水量10立方メートルまで2,160円を2,200円に、超過使用料1立方メートルにつき129円を132円に改めるものでございます。

議案書の30ページにお戻りいただきたいと思っております。

附則でございますが、施行日は令和元年10月1日から施行するものでございます。

2項では経過措置といたしまして、施行日前から継続して使用している農業集落排水処理施設の使用料で、施行日から令和元年10月31日までの間に使用料の支払いを受ける権利が確定するものに係る使用料については、なお従前の例による内容でございます。

10月1日前から10月31日までの間、継続して使用している場合は、従前の8%が使用されるというものでございます。これは、事業所等につきまして、この経過措置が関係をいたします。

農業集落排水処理区域内の事業所等は上水道の使用量と同じ量を農業集落排水汚水処理事業として料金をいただいております。これは、水道の検針日が10月1日の施行日をまたぐこととなりますけれども、10月31日の間までに確定すれば、現行の8%の消費税が加算されるというものでございます。

また、検針日が10月31日後となる場合は、前回確定日から10月31日までの月と、前回の確定日から権利が確定するまでの月数と月割計算により経過措置の8%が対象となるとしておるところでございます。

以上が長南町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。

大変雑駁な説明でございますが、ご審議を賜りご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（松野唱平君） これで議案第8号の内容の説明は終わりました。

議案第9号の内容の説明を求めます。

ガス課長、大杉 孝君。

〔ガス課長 大杉 孝君登壇〕

○ガス課長（大杉 孝君） それでは、議案第9号の説明をさせていただきます。

恐れ入ります、議案書の31ページをお願いいたします。

議案第9号 長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の制定について。

長南町ガス供給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

次の32ページをお願いします。あわせて、参考資料の72ページをお願いしたいと思います。

まず、参考資料の改正の趣旨でございますが、町使用料条例及び農集の一部改正同様に消費税率が8%から10%に引き上げられることから、ガス料金につきましても、消費税の適正な転嫁を実施するものでございます。

2の改正の内容でございますが、別表第2、第3項から第5項の改正となります。

基本料金及び基準単位料金をそれぞれ消費税率8%から10%に引き上げるものでございます。ガス料金につきましては、料金表A、B、Cに分かれております。第3項料金表、Aは月25立方メートルまでの料金でございます。第4項料金表Bは月25立方メートルを超え、250立方メートルまでの料金でございます。第5項料金表Cは月250立方メートルを超える料金でございます。現行の基本料金及び基準単位料金の税抜き額に100分の110を乗じ、なおその際、基本料金については1円未満を切り捨て、基準単位料金については1,000円未満を切り捨てするものでございます。

議案書の32ページ、お戻りいただきたいと思いますが、附則でございますが、施行期日は令和元年10月1日から施行するものでございます。

経過措置としまして、長南町ガス供給条例第22条及び第23条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給しているガスの使用で、令和元年10月1日から10月31日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定されたものについては、なお従前の例によります。これは10月分の使用料は9月分が含まれるため、11月検針分の使用料から適用するものでございます。

以上、長南町ガス供給条例の一部を改正する条例の内容でございます。

大変雑駁な説明ではございますが、ご審議賜りご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（松野唱平君） これで、議案第9号の内容の説明は終わりました。

議案第10号及び議案第11号の内容の説明を求めます。

財政課長、今井隆幸君。

〔財政課長 今井隆幸君登壇〕

○財政課長（今井隆幸君） それでは、議案第10号 財産の取得について、内容の説明を申し上げます。

議案書の34ページをお開きください。

議案第10号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年長南町条例第16号）第3条の規定により、議会の議決を求めます。

令和元年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

まず制定の趣旨でございますけれども、現在の町民のバス「べにばな号」につきましては、平成9年10月に購入し、走行距離は30万キロを超えております。老朽化に伴う車両更新に当たり、マイクロバスを購入するものでございます。

取得する財産につきましては、マイクロバス1台。取得の目的でございますが、町民のバスとして。区分はべにばな号になります。

契約の方法につきましては随意契約で、その理由といたしましては、マイクロバス購入に当たりまして、安全性、環境性能、燃費、快適性などの観点から車種選定を行った結果、選定車種はトヨタ・コースター1車種に限定されたため、当該事業者を契約の相手側として決定したところでございます。これにつきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、その性質、または目的が競争入札に適しない契約をするときによ

るものです。

取得価格は982万3,412円でございます。

契約の相手方は、千葉県茂原市小林1978番地13、千葉トヨタ自動車株式会社茂原店店長、山口一人でございます。

車種のトヨタ・コースターでございますが、型式はUKG-XZB70-ZRT9Hでございます。全長は6.99メートル、全幅は2.08メートル、全高は約2.6メートルになっており、座席につきましては28人乗りでございます。座席21人、補助席6人、乗務員1人という内訳になってございます。

このマイクロバスは受注生産でございまして、納車予定は令和2年8月を予定しております。

なお、千葉トヨタ株式会社では、令和元年8月22日に仮契約を締結してございます。議会の議決のあった日から効力を生ずるものとなり、本契約締結となります。

大変雑駁ですが、以上で議案第10号 財産の取得についての説明を終わらせていただきます。ご審議賜りましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第11号 令和元年度長南町一般会計補正予算（第2号）の内容を説明を申し上げます。

議案書の35ページをお開きください。

議案第11号 令和元年度長南町一般会計補正予算について。

令和元年度長南町一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出する。

令和元年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

別冊の補正予算書1ページをお開き願います。

令和元年度長南町一般会計補正予算（第2号）でございます。

令和元年度長南町の一般会計補正予算（第2号）を、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,564万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億7,866万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条、地方債の補正でございますが、第1項、地方債の変更は、第2表地方債補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明をいたします。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

10款地方特例交付金ですが、2項子ども・子育て支援臨時交付金、1目子ども・子育て支援臨時交付金では、幼児教育・保育無償化に伴う交付金として816万7,000円を追加するものでございます。

11款地方交付税ですが、一般財源所要額として3,934万3,000円を追加するものです。

13款分担金及び負担金ですが、2項負担金、1目民生費負担金では、保育料無償化減額相当分として918万2,000円の減額でございます。

15款国庫支出金ですが、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金では、介護保険の低所得者保険料の軽減負

担金として207万4,000円を追加し、幼保無償化に伴う子育てのための施設等利用給付交付金として281万7,000円を追加するものでございます。

16款県支出金ですが、1項県負担金、1目民生費県負担金では、介護保険低所得者保険料軽減負担金として103万7,000円を追加し、幼保無償化に伴う子育てのための施設等利用給付費県費負担金として141万6,000円を追加するものです。

2項県補助金、1目総務費県補助金では、旧長南小学校の各改修工事にかかわる立地企業補助金として250万3,000円を追加し、2目民生費県補助金では、幼保無償化に伴う子ども・子育て支援事業補助金として150万7,000円をそれぞれ追加するものでございます。

9ページになりますが、19款繰入金ですが、1項繰入金、9目介護保険特別会計繰入金では、平成30年度分の精算による返還金でございます。

21款諸収入では、幼児給食費負担金39万6,000円を減額し、旧長南小学校電気設備改修工事に係る企業の使用負担金として事業費の4分の1の33万7,000円を追加するものでございます。

22款町債ですが、道路修繕工事及び橋梁修繕工事に係る公共事業債を過疎対策事業債へ振りかえをするものでございます。

次に、歳出について説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

2款総務費でございますが、1項総務管理費、2目文書広報費、11節需用費では、町勢要覧の印刷製本費として16万4,000円を追加し、5目財産管理費、11節需用費では、べにばな号の更新に伴いまして、新型べにばな号の納車は令和2年1月の見込みであることから、現状べにばな号の車検が必要となり、車検費用20万円の追加を、12節役務費では、自動車損害保険料を追加するものでございます。15節工事請負費では、旧長南小学校の老朽化及び交換時期を経過した電気設備のガス装置、高圧ケーブル、キュービクル内の消耗部品、校舎内放電ブレーカー等の設備改修工事として293万3,000円を追加し、本校舎1階男女トイレの床下排水管の老朽化に伴う改修工事といたしまして141万9,000円を、陸屋根及び昇降口出窓4カ所の雨漏り防水改修工事として65万8,000円をそれぞれ追加するものでございます。

特定財源といたしましては、電気設備改修工事は県補助金である立地企業補助金、補助率2分の1及び旧小学校施設使用の負担金4分の1を、排水管改修工事及び防水改修工事につきましては、県補助金の立地企業補助金、補助率2分の1を充てさせていただくものです。27節公課費では、自動車重量税を追加するものでございます。

9目防災対策費、11節需用費では、防災行政無線の子局豊原西湖アンテナ破損修繕費を、13節委託料では、屋外子局周辺の伐採委託料を追加するものでございます。

13目諸費、23節償還金利子及び割引料では、個人住民税及び法人町民税の確定申告に伴う税と還付金420万円を追加するものでございます。

11ページをお願いします。

3款民生費ですが、1項社会福祉費では、1目社会福祉総務費、28節繰出金では、低所得者保険料軽減負担金として介護保険特別会計繰出金を追加するものです。特定財源としては、国・県支出金、国2分の1、県4

分の1を充当しております。

2項児童福祉費では、1目児童福祉総務費、11節需用費では幼児教育無償化に係る消耗品費及びガイドブックの印刷製本費を追加し、12節役務費では、無償化に係る郵便料、13節委託料では無償化に伴う例規整備支援業務委託料を追加し、18節備品購入費では、子育て支援用備品購入費を、19節負担金補助及び交付金では、施設等利用給付金の給付費をそれぞれ追加するものでございます。特定財源といたしましては、国・県支出金、国2分の1、県4分の1を充当し、町4分の1については、地方特例交付金の子ども・子育て臨時交付金として措置されます。

3目児童福祉施設費、18節備品購入費では、経年劣化により使用不能となりました保育所のガス回転釜、全自動洗濯機、保育室用エアコン3台の購入費を追加するものです。

12ページをお願いします。

5款農林水産業費でございますが、1項農業費、4目農村総合整備費では、農業集落排水豊栄東部地区管路施設維持工事に係る農業集落排水事業特別会計繰出金を追加するものです。

次に、7款土木費でございます。2項道路橋梁費、2目道路維持費では道路維持工事費の追加分、4目橋梁維持費では歳入でも申し上げました公共事業公債から過疎対策事業債で振りかえに伴う本目財源更正でございます。

次に、9款教育費でございますが、1項教育総務費、2目事務局費、12節役務費では、伊藤園からの寄贈車両プリウス、こちらは12月に納車予定となっておりますが、これに係る各手数料を追加し、13ページにありますが、3項中学校費、1目学校管理費、11節需用費では、尚武館の天井ランプ修繕料、18節ではテニスコート移動式散水システム器具の管理用備品購入費をそれぞれ追加するものでございます。

4項、社会教育費、2目公民館費では、空調機調査委託料を追加するものでございます。なお、人件費の補正につきましては、今回不足する科目についての追加補正をさせていただき、最終補正において精算をさせていただくものでございます。14ページに明細を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上で議案第11号 令和元年度長南町一般会計補正予算（第2号）についての内容説明を終わらせていただきます。ご審議賜りましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで、議案第10号及び議案第11号の内容の説明は終わりました。

議案第12号の内容の説明を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

〔福祉課長 仁茂田宏子君登壇〕

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、議案第12号 令和元年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）の内容につきましてご説明を申し上げます。

議案書の36ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第12号 令和元年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

令和元年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和元年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、別冊の介護保険特別会計補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

初めに、元号を改める政令の施行に伴い、平成31年度長南町介護保険特別会計予算の名称を令和元年度長南町介護保険特別会計予算とし、予算書における元号の表示についても令和に読みかえるものとするものでございます。

令和元年度長南町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,353万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,453万4,000円とさせていただきますのでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の部分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳出からご説明を申し上げますので、7ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、システム改修委託料として8万7,000円の追加をお願いし、この特定財源につきましては、2分の1が国庫支出金によるものでございます。

4款地域支援事業費、2項1目包括支援センター運営事業費では、年度内における職員の人件費に係るものでございます。

5款諸支出金、1項3目償還金787万1,000円につきましては、平成30年度において、支払基金から超過交付されました介護給付費等の返還金でございまして、2項1目一般会計繰出金として562万4,000円につきましては、平成30年度の精算により一般会計に繰出金としての返還でございまして、一般財源は繰越金でございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げますので、6ページをごらんいただきたいと存じます。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料につきましては、制度改正による低所得者への介護保険料の軽減強化に基づき、421万円の減額をするものでございます。

また、8款繰入金、1項4目軽減費繰入金では、1款の保険料軽減分の減額に対し、414万9,000円を一般会計から公定負担割合により繰り入れをするものでございます。

9款繰越金では、前年度の決算に基づき、1,349万5,000円を増額するものでございます。

なお、8ページからは給与費明細書となっておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、大変雑駁でございますが、議案第12号 令和元年度長南町介護保険特別会計補正予算（第1号）の内容とさせていただきます。ご審議を賜りましてご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第12号の内容の説明は終わりました。

議案第13号の内容の説明を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

〔産業振興課長 岩崎 彰君登壇〕

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、議案第13号 令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の37ページをお開きください。

議案第13号 令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について。

令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出する。

令和元年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

別冊の農業集落排水事業補正予算書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

令和元年度長南町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによらせていただくものでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,660万2,000円とさせていただきます。

2項といたしまして、歳入歳出の予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるところでございます。

それでは、事項別明細書により歳出より説明させていただきますので、7ページをごらんいただきたいと存じます。

2款1項1目施設管理費、15節工事請負費90万2,000円の追加をさせていただきます。この内容につきましては、管路施設維持工事でございます。米満地先の国道409号線におきまして、農集マンホールの周囲の舗装が沈下、わだちにより振動、騒音が発生しております。その舗装修繕を行うための工事費の追加をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございますが、6ページをごらんいただきたいと存じます。

4款1項1目1節では、一般会計繰入金44万9,000円の追加をお願いするものでございます。

5款1項1目1節では、繰越金45万3,000円の追加をお願いするものでございます。

以上、大変雑駁なご説明でございましたけれども、議案第13号 令和元年度長南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りご可決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで議案第13号の内容の説明は終わりました。

認定第1号の内容の説明を求めます。

財政課長、今井隆幸君。

〔財政課長 今井隆幸君登壇〕

○財政課長（今井隆幸君） それでは、認定第1号の内容について、ご説明申し上げます。

議案書の38ページをごらんください。

認定第1号 平成30年度長南町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度長南町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

早速ではございますが、別冊の平成30年度長南町歳入歳出決算書に基づきまして、主な内容についてご説明を申し上げます。

事項別明細書から、歳入からご説明をいたします。56ページをお開き願います。

まず、1款の町税では、収入済額は前年度比2,797万円余り減の11億311万4,660円でございます。不納欠

損額は353万5,223円、収入未済額は3,822万4,340円でございます。

1項町民税では、1,714万円余り減の3億9,786万88円でございます。内容といたしましては、1目個人町民税では、前年度比154万円余り増の3億3,377万7,318円、2目法人町民税では、1,868万円余り減の6,408万2,700円でございます。

また、2項固定資産税は、前年度比1,005万円余り減の6億2,143万5,155円でございます。

60ページをお開き願います。

6款地方消費税交付金は、前年度比1,401万円余り増の1億5,826万6,000円、7款ゴルフ場利用税交付金は、前年度比195万円余り減の9,774万1,929円が交付されました。

62ページをお開き願います。

10款地方交付税でございますが、普通交付税、特別交付税合わせまして、前年度比2,775万円余り減の15億1,423万5,000円の交付でございます。

66ページをお開き願います。

14款国庫支出金でございますが、収入済額2億6,384万6,344円でございます。収入未済額4,639万3,000円につきましては、繰越明許設定をいたしました社会資本整備総合交付金が財源となります。道路橋梁修繕事業に関する土木費国庫補助金及び中学校特別教室空調設置事業に関する教育費国庫補助金でございます。

1項国庫負担金は、前年度比微減の1億3,549万6,334円となりました。

68ページになりますが、2項国庫補助金は1億2,614万1,953円が交付されました。

70ページになりますが、6目土木費国庫補助金では、前年度に引き続き道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金が交付されており、収入済額も4,054万1,000円及び7目教育費国庫補助金の収入未済額585万2,000円につきましては、繰越明許を設定いたしました道路橋梁修繕事業及び特別教室空調設置事業によるものでございます。

15款県支出金でございますが、地籍調査事業の減額により前年度比1億1,664万円余り減の2億9,421万4,355円の交付がございました。収入済額3,688万500円につきましては、繰越明許設定をいたしました地籍調査事業に関する土木費県負担金でございます。

78ページをお開き願います。

16款財産収入は、2項財産売払収入において、サニータウン米満、又富団地、それぞれ1件の売り払いにより、前年度比3,600万円余り減の682万6,000円でございます。

80ページになりますが、17款寄附金は、1,739万4,874円と寄附をいただいたところでございます。1目一般寄附金につきましては4件、2目ふるさと納税寄附金は272件となっております。

次に、18款繰入金でございますが、前年度比3,635万円余り減となっております。

1目財政調整基金は、2億1,000万円を繰り入れし、3目過疎地域自立促進特別事業基金繰入金以降の繰入金につきましては、目的に合わせてそれぞれ充当をいたしました。

82ページになりますが、9目介護保険特別会計繰入金は、前年度精算分として繰り入れがございました。

19款繰越金は、3,019万円余り増の2億3,748万9,813円となりました。

次に、20款諸収入でございますが、9,192万2,643円となっております。

84ページになりますが、5項雑入の収入済額337万5,815円につきましては、学校給食費負担金の未納分が主なものとなっております。

86ページをお願いいたします。

21款1項町債は収入済額2億7,630万円でございます。

3目土木債につきましては道路橋梁修繕事業によるもので、5,620万円を借り入れし、繰り越し分については翌年度の借り入れとなります。

以上、予算現額46億6,107万7,080円、調定額47億864万3,561円、収入済額45億7,900万3,183円、収入未済額1億2,810万5,155円の歳入の内容でございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。

90ページをお開き願います。

1款議会費は、8,663万7,576円の支出でございました。

2款総務費は、7億7,151万3,760円の支出でございました。

97ページをお開き願います。

こちら下段になりますが、1項総務管理費、5目財産管理費、15節工事請負費では、又富団地給水設備改修工事及び旧消防機庫解体工事、旧西小・旧東小学校の自家用電気工作物改修工事、旧西小学校の防水改修工事を実施いたしました。

99ページになりますが、19節負担金補助及び交付金では、又富団地の家庭用小型合併処理浄化槽敷設補助金を交付いたしました。

110ページをお開き願います。

3款民生費でございます。9億2,583万7,770円の支出でございます。

112ページになりますが、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、障害者福祉関連経費と特別会計での繰出金が主な支出となっております。

118ページをお開き願います。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費になりますが、15節工事請負費では、児童クラブ園庭整備工事を実施いたしました。

122ページをお開き願います。

4款衛生費でございます。3億2,528万9,990円を支出いたしました。主に広域組合での各種負担金、予防接種事業、子ども医療費助成事業、各種がん検診事業等を実施いたしました。

128ページをお開き願います。

1項保健衛生費、5目衛生管理費、13節委託料でございます。高濃度PCB廃棄物運搬処理委託料を実施いたしました。

5款農林水産業費でございます。4億7,327万7,694円の支出でございました。

1項農業費、133ページになりますが、3目農業振興費、19節では各種団体事業に対し補助金等を交付いたしました。

138ページをお開き願います。

6款商工費でございます。1億1,160万4,355円を支出いたしました。

1目商工振興費、19節では、商工会館建設費補助金等を交付いたしました。

140ページをお開き願います。

下段になりますが、7款土木費でございます。4億7,194万9,885円の支出でございます。また1億2,832万円の繰越明許を設定いたしました。

142ページになりますが、1項土木管理費、2目地籍調査費は、前年度比1億5,000万円余り減となりました。地籍調査費繰越明許費4,921万円につきましては、地籍調査業務委託料によるものでございます。

2項道路橋梁費の繰越明許費7,911万円につきましては、144ページになりますが、4目橋梁維持費の橋梁修繕設計委託料及び、146ページになりますが橋梁修繕工事請負費によるものでございます。なお、2目の道路維持費、3目道路新設改良費及び4目の橋梁維持費では、補助事業であります社会資本整備総合交付金を財源とし、道路運用修繕、橋梁修繕工事等及び調査・設計を実施いたしました。

148ページをお願いいたします。

8款消防費でございますが、長生広域組合への負担金でございます。

9款教育費でございます。3億5,171万8,632円を支出いたしました。また、2,066万1,000円の繰越明許を設定いたしました。

154ページをお開き願います。

2項小学校費、2目教育振興費でございます。13節では長南小学校開校に伴うスクールバス運行委託料及び14節ではICT教育環境整備に係る全児童のタブレット端末使用料でございます。

158ページをお開き願います。

3項中学校費、3目の学校施設整備費の繰越明許費2,066万8,000円でございますが、特別教室空調設備設置事業によるものでございます。

168ページをお開き願います。

10款災害復旧費でございます。2項公共土木施設災害復旧費は道路河川からの災害関連経費でございます。

11款公債費につきましては、3億9,316万2,210円の支出でございます。

170ページをお開き願います。

12款諸支出金では、3億5,377万8,000円の支出でございます。

172ページをお願いいたします。

13款予備費でございますが、総務費、消防費、土木費、教育費にそれぞれ充当を行いました。

以上が歳出、予算現額46億6,107万80円、支出済額44億1,721万2,629円、翌年度繰越額1億4,898万1,000円の内容でございます。

176ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額45億7,900万3,000円、歳出総額44億1,721万2,000円、歳入歳出差引額1億6,179万1,000円、これから翌年度へ繰り越すべき財源2,110万8,000円を差し引いた1億4,068万3,000円が実質収支の額となります。

178ページをお願いいたします。

財産に関する調書でございます。平成30年度の公有財産中の土地・建物の異動については、主に行政財産では又富消防機庫用地取得及び笠森駐車場トイレ、普通財産ではサニータウン米満、又富団地の売り払い、空港代替地取得による異動でございます。

その他の財産に関する異動につきましては、184ページ以降に記載させていただいております。後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上が認定第1号の内容でございます。

最後に、財政健全化法に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきまして申し上げます。

監査委員の意見書に記載のとおりでございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率は一般会計をはじめとした各会計はそれぞれ黒字の決算のため該当はございませんでした。

次に、実質公債費比率は6.8%、将来負担比率は19%ございまして、それぞれ早期健全化基準を下回っております。

また、資金不足比率につきましては、農業集落排水事業特別会計、ガス事業会計、いずれも資金不足を生じておりませんので、これにつきましても該当はございませんでした。

以上、認定第1号 平成30年度長南町一般会計歳入歳出決算認定について及び財政健全化法に基づく各比率につきましての内容の説明とさせていただきます。

ご審議賜りましてご認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで認定第1号の内容の説明は終わりました。

ここで暫時休憩といたします。再開につきましては11時20分を予定しております。

(午前11時08分)

○議長（松野唱平君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時21分)

○議長（松野唱平君） 認定第2号及び認定第3号の内容の説明を求めます。

健康保険課長、河野 勉君。

〔健康保険課長 河野 勉君登壇〕

○健康保険課長（河野 勉君） 平成30年度長南町国民健康保険特別会計決算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の39ページをお開きいただきたいと存じます。

認定第2号 平成30年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは、歳入歳出決算書によりまして説明を申し上げます。

事項別明細書によりまして、歳入の内容からご説明申し上げます。

決算書192ページをお開きいただきたいと存じます。

1 款国民健康保険税でございます。収入済額 2 億3,523万397円、不納欠損額385万835円、収入未済額3,742万9,182円、調定額に対する収納率は85.07%、前年度と比較いたしますと、2.15ポイントの増でございます。

次の194ページをお開きいただきたいと存じます。

2 款県支出金でございます。こちらは国保の都道府県化によりまして、新規に追加された科目となっております。都道府県が市町村に対し、国保特別会計において負担する療養の給付費等に要する費用やその他の国保事業に要する費用について、国民健康保険給付費等交付金として交付することとされております。

本町に交付された国民健康保険給付費等交付金でございますが、特別交付金と普通交付金合わせまして 8 億2,235万4,547円となっております。

3 款繰入金につきましては、収入済額8,623万4,647円でございます。

2 ページ飛びまして、198ページの一番下の欄をごらんください。歳入合計といたしまして、調定額12億9,095万5,855円、収入済額12億4,967万5,839円、不納欠損額385万834円、収入未済額3,744万9,182円でございます。

続きまして、歳出の内容をご説明申し上げます。

次の200ページをお開きいただきたいと存じます。

1 款総務費の支出済額は4,051万7,927円ございまして、人件費のほか事務に係る電算委託料などがございます。

次の202ページをごらんいただきたいと存じます。

2 款保険給付費の支出済額は 8 億262万3,178円ございまして、前年度に比べ4,783万7,334円、6.3%の減となり、1 件当たりの単価、件数ともに上昇しております。

続きまして、1 ページを飛んでいただきまして、206ページお願いいたします。

3 款国民健康保険事業費納付金でございます。国保の都道府県化に伴いまして、平成30年度から新規に追加された項目となっております。平成30年度の県への納付額は 2 億3,423万7,871円となっております。

1 ページ飛んでいただきまして、210ページ及び212ページをあわせてごらんいただきたいと存じます。

5 款保健事業費の支出済額は5,183万1,206円ございまして、集団健診及び個別健診などの事業の実施や人間ドックの助成でございます。なお、特定健診の受診率は、人間ドックを含みますと48.2%であり、前年度より1.7%の増となっております。

6 款基金積立金の支出済額は6,900万1,000円ございまして、年度末の基金保有高は 1 億813万9,950円でございます。

7 款諸支出金の支出済額2,970万5,536円につきましては、保険税の還付33件及び平成29年度療養給付費等負担金の交付額確定に伴う返還金、次の214ページで療養給付費の償還金ですとか、その他償還金でがんセンターによる診療報酬算定誤りでございます。

一番下の欄をごらんいただきたいと思えます。

歳出合計といたしまして、支出済額11億9,091万6,879円、不用額3,578万3,121円でございます。

次の216ページをお開きいただきたいと存じます。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額12億4,967万5,000円、歳出総額11億9,691万7,000円、歳入歳出差引額5,875万8,000円、実質収支額は5,875万8,000円となりまして、翌年度へ繰り越しをさせていただくものでございます。

なお、217ページの財産に関する調書につきましては、後ほどごらんいただきたいと存じます。

続きまして、認定第3号 平成30年度長南町後期高齢者医療特別会計決算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の40ページをお開きいただきたいと存じます。

認定第3号 平成30年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、長南町の後期高齢者医療の加入の状況について、ご説明を申し上げます。30年度末の加入者は1,752名でございまして、前年度と比較いたしますと3人の減でございます。また、町の総人口の22.0%でございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳入の内容からご説明申し上げます。

決算書222ページをお開きいただきたいと存じます。

1款後期高齢者医療保険料でございます。収入済額7,852万1,100円、収入未済額73万1,400円となりまして、調定額に対する収納率は99.08%でございます。

2款繰入金は、収入済額3,106万8,248円でございます。制度に基づく一般会計からの繰入金でございます。

4款諸収入は、収入済額247万4,242円でございます。

次の224ページをお開きいただきたいと存じます。

こちらは、4項1目雑入の人間ドックの助成の関係に係ります長寿健康増進事業補助金や事務費の委託金などでございます。

歳入合計といたしまして、調定額1億1,352万5,412円、収入済額1億1,279万4,012円、収入未済額73万1,200円でございます。

続きまして、歳出の内容のご説明を申し上げます。

次の226ページをお開きいただきたいと存じます。

1款総務費の支出済額は160万2,500円でございます。電算処理委託料及びシステム使用料などでございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は1億819万9,582円でございます。広域連合への保険料等の納付金でございます。前年度と比較いたしますと706万7,625円の増でございます。本町の被保険者数の増加や1人当たりの医療給付費の増加などによるものでございます。

3款保健事業費でございますが、221万1,697円でございます。人間ドックの助成50件分でございます。

歳出合計といたしまして、支出済額1億1,221万3,779円、不用額368万6,221円でございます。

次の230ページをお開きいただきたいと存じます。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額1億2,079万4,000円、歳出総額1億1,021万4,000円、歳入歳出差引額58万円、実質収支額は58万円となりまして、翌年度へ繰り越しをさせていただきたくもでございます。

以上、誠に雑駁でございますが、認定第2号 平成30年度長南町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び認定第3号 平成30年度長南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の内容の説明とさせていただきます。ご審議賜りましてご認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで認定第2号及び認定第3号の内容の説明は終わりました。

認定第4号の内容の説明を求めます。

福祉課長、仁茂田宏子君。

〔福祉課長 仁茂田宏子君登壇〕

○福祉課長（仁茂田宏子君） それでは、平成30年度長南町介護保険特別会計決算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の41ページをお開きいただきたいと存じます。

認定第4号 平成30年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

それでは初めに、介護保険の平成30年度末の状況でございますが、第1号被保険者数では3,286人でありまして、前年度と比較いたしますと29人の増でございます。また、65歳以上の高齢者数につきましては3,304人となり、前年度の同時期に比べ34人の増でございます、高齢化率は41.4%でございます。

なお、要介護認定者数は563人でありまして、そのうちサービスの利用者は489人でございます。

それでは、事項別明細書によりまして、歳入の内容からご説明申し上げます。

決算書の234ページをお開きいただきたいと存じます。

1款介護保険料でございます。収入済額2億409万7,480円、収入未済額1,134万2,420円となりまして、調定額に対する収納率は94.7%でございます。

3款国庫支出金から236ページの4款支払基金交付金、5款県支出金及び238ページの8款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、保険給付費や地域支援事業費に係る費用として、それぞれ法定負担割合に基づき、交付されたものでございます。

また、240ページの2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、平成30年度におきましても取り崩すことはございませんでした。

9款繰越金、収入済額3,758万1,008円につきましては、前年度からの繰越額でございます。

242ページの下欄をごらんいただきたいと存じます。

歳入合計といたしまして、調定額10億3,192万839円、収入済額10億2,057万8,419円、収入未済額1,134万2,420円でございます。

続きまして、歳出の内容をご説明申し上げます。

次の244ページをお開きいただきたいと存じます。

1 款総務費の支出済額は2,058万6,369円でございます。人件費のほか、事務に係る電算委託料、また介護認定調査に係る経費などがございます。

246ページの2 款保険給付費の支出済額は8 億9,348万3,304円でございます。前年度に比べ2,659万4,137円の増でございます。

1 項介護サービス等諸費では、要介護1 から5 の認定者のサービス給付費でございます。1 目居宅介護サービス給付費では、訪問看護や訪問入浴、通所リハビリなどの給付費の減によりまして、前年度に比べ、1,181万6,886円の減でございます。

2 目地域密着型介護サービス給付費では、認知症対応型共同生活介護や地域密着型通所介護などの給付費の減により前年度に比べ1,831万7,712円の減でございます。

3 目施設介護サービス給付費では、介護老人福祉施設及び介護老人保険施設の利用件数が前年度に比べ160件増加し、給付費では5,191万7,915円の増となるものでございます。

248ページの2 項介護予防サービス等諸費では、要支援1 及び2 の認定者のサービス給付費でございます。1 目介護予防サービス給付費では、福祉用具の貸与や訪問リハビリテーションの給付費の増により、前年度に比べ178万9,607円の増でございます。

252ページの3 款基金積立金の支出済額は468万9,000円でございます。年度末の基金保有高は1 億3,465万8,728円でございます。

254ページの4 款地域支援事業費の支出済額は3,840万9,164円でございます。前年度に比べ235万6,815円の減でございます。

1 項介護予防・日常生活支援総合事業費では、認定を受けていない方などを対象に、介護予防と自立した日常生活の支援を目的に機能訓練としての教室の開催などを実施いたしました。

また、256ページの2 項1 目包括支援センター運営事業部の支出済額1,659万9,044円では、職員3 人分の人件費及びシステム使用料などがございます。3 目認知症総合支援事業費では、平成30年4 月に認知症初期集中支援チームを設置し、毎月専門部と包括支援センターの専門職員3 名で40歳以上の認知症が疑われる方などの相談や医療機関の受診、また介護サービス利用の支援などを行ってまいりました。

258ページの5 款諸支出金の支出済額3,035万9,696円では、第1 号被保険者の保険料還付金、また前年度において超過交付となりました国・県支出金及び支払基金交付金、また町一般会計繰入金を精算し、返還したものでございます。

次の260ページの下欄をごらんください。

歳出合計といたしまして、支出済額9 億8,752万7,533円、不用額3,247万2,467円でございます。

次の262ページの実質収支に関する調書でございますが、歳入総額10億2,057万8,000円、歳出総額9 億8,752万7,000円、歳入歳出差引額3,305万1,000円、実質収支額は3,305万1,000円となりまして、翌年度へ繰り越しをさせていただくものでございます。

なお、263ページの財産に関する調書につきましては、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、誠に雑駁でございますが、認定第4 号 平成30年度長南町介護保険特別会計歳入歳出決算の内容の説明とさせていただきます。ご審議を賜りご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで認定第4号の内容の説明は終わりました。

認定第5号の内容の説明を求めます。

建設環境課長、唐鎌仲康君。

〔建設環境課長 唐鎌仲康君登壇〕

○建設環境課長（唐鎌仲康君） それでは、平成30年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の42ページをごらんください。

認定第5号 平成30年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度長南町笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算の別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

初めに、概要について説明させていただきます。

笠森霊園は、事業を開始してから41年が経過いたしました。現在は、霊園施設の維持管理及び墓所利用者へのサービス向上に向け、公営霊園として適正な管理運営に努めているところでございます。

平成30年度末における墓所等の使用状況でございますが、区画総数9,280に対しまして、使用されている区画は9,025区画となりました。使用率は97.3%、前年度比では0.3%の減となりました。

それでは、決算書の事項別明細書によりまして、歳入の内容からご説明申し上げます。

決算書の268ページをお開きください。

1 款事業収入では、調定額5,892万6,210円、収入済額5,374万8,920円、不納欠損額11万5,560円、収入未済額は506万1,730円となりました。

1 目墓所使用料の収入済額は1,416万9,000円で、墓所66区画分の永代使用料でございます。

2 目工事負担金の収入済額は107万9,000円で、墓所33区画におけるカロートの工事負担金でございます。

3 目墓所使用料は、調定額4,146万2,510円に対し、収入済額は3,628万5,220円となり、11万5,560円の不納欠損処理をさせていただきました。収入未済額は506万1,730円となりました。なお、不納欠損額11万5,560円につきましては、墓所使用者の承継者がいなくなった墓所6区画分の管理料でございます。

4 目施設使用料の収入済額は221万5,700円で、斎場等の霊園施設の使用料でございます。

次に、2 款財産収入の収入済額は5万389円で、土地貸付収入と財政調整基金の利子でございます。

3 款寄附金につきましては、収入はございませんでした。

4 款繰入金の収入済額は600万円で、財政調整基金からの繰入金でございます。

続きまして、270ページをお開きください。

5 款繰越金の収入済額は854万5,209円で、前年度繰越金でございます。

6 款諸収入の収入済額は11万3,745円で、普通預金利子及び墓所の使用許可書の再発行手数料等でございます。

以上、歳入合計でございますが、調定額7,363万5,553円、収入済額6,845万8,263円で、調定に対する収入率は93%となりました。

続きまして、272ページをお開きください。

歳出についてご説明申し上げます。

1 款霊園総務費では、予算現額4,415万9,000円に対しまして、支出済額4,299万8,578円でございます。主な支出につきましては、一般職及び非常勤職員の人件費のほか、事業運営にかかわる事務費、園内清掃の委託、墓園管理システムの使用料等の内容でございます。25節積立金におきましては、640万円の財政調整基金で積み立てさせていただきました。

2 款霊園施設費では、予算現額2,004万4,000円に対しまして、支出済額は1,715万8,352円でございます。

274ページをお開きください。

主な支出につきましては、15節工事請負費で、平成28年度から実施してまいりました有害獣対策の防護柵設置工事及び橋桁塗装工事並びに園内の法面補修工事等が主な内容でございます。

3 款公債費及び4 款予備費については、支出がございませんでした。

以上、歳出合計でございますが、予算現額6,522万3,000円に対しまして、支出済額が6,015万6,930円、不用額509万6,070円の内容でございます。

276ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額は6,845万8,000円、歳出総額6,015万7,000円で、歳入歳出差引額は830万1,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は歳入歳出差引額と同額の830万1,000円でございます。

278ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

1、公有財産の（1）土地及び建物の調書において、土地の決算年度中の増減高では寄附行為によりまして、未登記の土地を取得したことによりまして、面積23平米が増となりました。

2、物品につきましては、決算年度中の増減はございませんでした。

279ページの下段になります。

3、基金につきましては、決算年度中に600万円を取り崩し、640万円を積み立てしたことによりまして、決算年度中の増減高は40万円の増となり、決算年度末現在高は4,116万1,000円となりました。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、認定第5号 平成30年度笠森霊園事業特別会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りまして認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで認定第5号の内容の説明は終わりました。

認定第6号の内容の説明を求めます。

産業振興課長、岩崎 彰君。

〔産業振興課長 岩崎 彰君登壇〕

○産業振興課長（岩崎 彰君） それでは、平成30年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書の43ページをお開きください。

認定第6号 平成30年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

別冊の長南町歳入歳出決算書の284ページをお開きください。

初めに、事業の概要の説明を申し上げたいと存じます。

平成30年度末の加入の状況でございます。農集3地区合計では、加入戸数1,090戸、また接続戸数につきましては、前年度比11戸増の896戸となりまして、接続率は82.2%となっているところでございます。

農業集落排水事業は、平成5年度に着手いたしまして、平成15年度をもって3処理区全ての工事が完了いたしました。その完了から16年が経過したところでございます。

それでは、事項別明細書によりましてご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款1項1目農業集落排水事業費分担金につきましては、収入済額42万円で、1戸分の加入分担金でございます。

2款1項1目1節現年度分施設使用料でございますが、収入済額4,052万6,881円で、豊栄東部、芝原、給田地区の使用料でございます。2節は、滞納繰越分使用料26万4,783円、21人分の収入でございます。

3款1項1目一般会計繰入金につきましては、収入済額1億6,700万円でございます。

次に、4款1項1目繰越金におきましては、前年度繰越金、収入済額499万8,600円でございます。

286ページにまいります。

収入合計、調定額2億1,511万8,655円、収入済額2億1,321万1,560円でございます。収入済額におきましては、対年度比0.4%減となったところでございます。

続きまして、288ページ、歳出につきましてご説明を申し上げます。

1款1項1目一般管理費におきましては、職員の給与等で、支出総額は637万8,849円でございます。

次に、2款1項1目施設管理費につきましては、支出済額4,178万5,805円でございます。内容でございますが、11節の需用費2,000万9,712円につきましては、修繕料ほか、電気料、水道料でございます。

次に、12節役務費でございますが、支出済額242万9,845円、電話料でございます。中継ポンプ90カ所の電話料でございます。

13節委託料、支出済額1,568万3,585円につきましては、3つの処理場の汚水処理場、中継ポンプなどの維持管理委託料でございます。

15節工事請負費、支出済額351万6,563円につきましては、管路施設に関する舗装修繕工事でございます。

290ページをお開きください。

3款1項公債費でございます。支出済額1億6,359万3,686円でございます。

1目の元金ですが、支出済額1億3,203万5,782円、起債借入金、元金相当分の償還金でございます。

2目利子につきましては、支出済額3,155万7,904円でございます。借入金に対する利子相当分の償還金でございます。

歳出合計でございますが、予算現額2億1,377万8,000円に対しまして、支出済額2億8,175万8,340円、対前

年度比1.3%の増となったところでございます。

次に、292ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額2億1,321万1,000円、歳出総額2億1,175万8,000円、歳入歳出の差し引きが145万3,000円で、この額が5の実質収支額となったところでございます。

なお、次の294ページからは財産に関する調書でございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、認定第6号 平成30年度長南町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の内容の説明を終わらせていただきます。ご審議を賜りまして認定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（松野唱平君） これで認定第6号の内容の説明は終わりました。

認定第7号の内容の説明を求めます。

ガス課長、大杉 孝君。

〔ガス課長 大杉 孝君登壇〕

○ガス課長（大杉 孝君） それでは、認定第7号のご説明を申し上げます。

議案書の44ページをお開き願いたいと思っております。

認定第7号 平成30年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算認定について。

地方公営企業法第30条第4項及び第32条第2項の規定により、平成30年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算を別紙監査委員の意見書をつけて議会の認定に付する。

令和元年9月10日提出、長南町長、平野貞夫。

恐れ入りますが、決算書は別冊になっておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、決算の内容の概況から説明させていただきたいと思っておりますので、9ページをお願いいたします。

1、概況、（1）の総括事項になります。

平成30年度の需要家数は4,614戸、前年度より14戸増となり、ガス販売量は838万1,676立方メートルで、前年度に比較し18万4,949立方メートル、2.2%減となりました。これは猛暑及び暖冬の影響を受け、大幅に減少したことによります。

収益的収支については、ガス事業収益6億1,084万9,518円、ガス事業費用6億1,295万7,133円となり、当年度は販売量減により210万7,615円の損失となりました。

建設改良工事につきましては、主に経年管対策工事として白ガス管入替工事を町道小金千手堂線ほか16カ所3,610メートルを実施しました。白ガス管の残延長は6,800メートル弱となり、令和3年度完了予定としております。

次、10ページをお願いいたします。

2の工事でございますが、主に白ガス管工事の概況でございます。

次に、11ページでございます。

3の業務でございます。業務量及び事業収支に関する事項で、前年度との比較となっております。昨年の猛暑及び暖冬による販売量減により831万577円の減収でございます。

次に、2枚飛びまして、15ページをお願いいたします。

ガス事業会計キャッシュフロー計算書でございます。業務活動によって実際得られた収入から支出を差し引いて、手元に残る資金の流れをあらわしたものでございます。

平成30年度資金期末残高は、入替工事等の投資により、期首残高から5,538万6,250円減の9,562万4,851円でございます。

16ページは、会計方針など注意事項をお示ししたものでございます。

17ページをお願いいたします。

②のガス事業会計収益費用明細書でございます。税抜きとなっております。

主なものでございますが、収入では、1款ガス事業収益では6億1,084万9,518円でございます。うち、1項製品売上、1目ガス売上は5億8,273万5,570円で、前年度比1,246万1,574円の減でございます。

2項営業雑収益は、93件分の内管工事及び警報器の収入でございます。

3項営業外収益は、利息及び会計制度改正による、長期前受金戻入等でございます。

4項特別利益は、平成29年度分の賞与引当金不用額でございます。

次に、支出でございます。

2款ガス事業費用では、6億1,295万7,133円でございます。

1項売上原価、1目ガス売上原価は3億3,148万4,872円で、851万74立方メートルの原ガス購入費で、合同資源及び関東天然瓦斯からの購入でございます。

2項供給販売費では2億1,696万3,275円でございます。うち、9目修繕費2,508万7,585円は、長南2号ホルダー開放検査費用の補填分及び1,140台分の検満ガスメーターの修理、漏えい、修繕等でございます。

10目特別修繕引当金繰入額900万円は、ガスホルダー開放検査の積立金でございます。

19目の委託作業費2,192万9,633円は、4,600件のメーター検針、ガス本支管漏えい検査等の委託分でございます。

3項一般管理費は、主に人件費と財務会計などのパソコンリース料でございます。

4項営業雑費用は、93件分の内管工事費用でございます。

次は、18ページをお願いいたします。

ガス事業会計固定資産明細書でございます。30年度末償還未済額は14億9,905万7,095円でございます。

19ページは、企業債明細書でございます。30年度末償還残高は5億1,812万5,578円となっております。

21ページ以降につきましては、参考資料として長南、睦沢に分けました、それぞれの内訳書を添付させていただいておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

それでは、恐れ入りますが、1ページに戻っていただきたいと思います。

ガス事業会計決算報告書でございます。税込みとなっております。

(1) 収益的収入及び支出でございますが、各款項の内容につきましては、先ほど17ページで説明させていただきましたので省かせていただきます。

次に、2ページをお願いします。

資本的収入及び支出でございます。

収入でございますが、1款資本的収入の決算額3,028万5,120円、1項企業債3,000万円は白ガス管入れかえ

の財源でございます。

2項工事負担金は、1件の新設分でございます。

次に、支出でございます。1款資本的支出の決算額2億1,641万7,020円で、1項建設改良費1億8,717万4,749円、前年度比392万8,488円、2.1%増でございます。白ガスパ入替工事及び舗装本復旧負担金などがございます。2項企業債償還金となります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億8,613万1,900円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金並びに建設改良積立金、当年度消費税、資本的収支調整額で補填をさせていただくものでございます。

次に、3ページをお願いします。

2のガス事業会計損益計算書でございます。

平成31年3月31日までの1年間のガス事業の経営成績をあらわしたものでございます。税抜き金額となっております。

営業収益から営業費用を差し引き、特別利益を加えました当年度は販売量の減により、210万7,615円の損失でございます。損失分につきましては、前年度繰越利益剰余金で補填をさせていただき、その他未処分利益剰余金変動額を加えた当年度未処分利益剰余金は3,656万6,949円でございます。

次に、4ページをお願いします。

3のガス事業会計剰余金計算書でございます。

この計算書は資本金剰余金をあらわしたもので、中ほどの当年度返納額として損益計算書で生じた未処分利益剰余金をお示しをしております。

次に、5ページでございます。

ガス事業会計剰余金処分計算書案でございます。右欄の当年度未処分利益剰余金3,656万6,949円でございますが、そのうち議会の議決による処分額としまして、白ガスパ入替工事の補填財源として使用しました建設改良積立金3,299万5,732円は、資本金への組み入れとする利益の処分とさせていただき、357万1,217円を繰り越すものでございます。

次に、6ページをお願いします。

ガス事業会計貸借対照表でございます。ガス事業の財政状態を明らかにするため、平成31年3月31日時点の保有する全ての資産、負債、資本を総括的にあらわしたものでございます。税込みとなっております。

白ガスパ入替工事の投資に伴い、左側の資産合計及び右側の負債資産合計ともに、前年度比2,162万6,000円減の16億7,042万7,170円でございます。複式記帳の法則により成立をしているところでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございましたが、平成30年度長南町ガス事業会計利益の処分及び決算の内容の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして認定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（松野唱平君） これで、認定第7号の内容の説明は終わりました。

以上で議案第1号から認定第7号までの内容の説明は終わりました。

お諮りします。

日程第3、議案第1号から日程第22、認定第7号までについて、本日は説明を聞く程度にとどめ、後日、質

疑、討論、採決をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松野唱平君） 異議なしと認めます。日程第3、議案第1号から日程第22、認定第7号までについて、本日は内容の説明を聞く程度にとどめ、後日、質疑、討論、採決をすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（松野唱平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日は午前9時から会議を開きます。

本日はこれで散会とします。

ご苦労さまでした。

（午後 0時09分）